青梅市告示第１７３号

市税等の督促状の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２および青梅市市税条例（平成１０年条例第３４号）第１８条の規定にもとづき公示送達する。

なお、送達すべき書類は、青梅市市民部収納課に保管しており、送達を受ける者の申出により交付する。

令和８年１１月２日

青梅市長　大勢待　利　明

送達すべき書類の名称				送達を受けるべき者
年度	税目	書類名	期別	氏名
令和８年度	国民健康保険税 普通徴収	督促状	１期	平井　幹位登
令和８年度	国民健康保険税 普通徴収	督促状	２期	平井　幹位登
令和８年度	軽自動車税	督促状	１期	新城　歩夢
令和８年度	市都民税 普通徴収	督促状	２期	ＤＩＮＨ　ＴＨＩ　ＴＨＡＮＨ
令和８年度	市都民税 普通徴収	督促状	２期	川田　椿姫
令和８年度	国民健康保険税 普通徴収	督促状	２期	鈴木　利恵子
令和８年度	介護保険料 普通徴収	督促状	３期	須﨑　義夫
令和８年度	介護保険料 普通徴収	督促状	３期	鈴木　美智子
令和８年度	軽自動車税	督促状	１期	平井　秀樹
令和８年度	軽自動車税	督促状	１期	ＶＯ　ＮＨＵ　ＱＵＹＮＨ
令和８年度	国民健康保険税 普通徴収	督促状	３期	三宅　将斗
令和８年度	国民健康保険税 普通徴収	督促状	３期	遠藤　颯人
令和８年度	固定資産税 都市計画税	督促状	２期	有限会社　八宝